

共通仕様書(業務委託編) 改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
編 p9	測量業務共通仕様書 第7条 監督員	第7条 監督員 3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第4条第2項に規定した事項である。	第7条 監督員 3. 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。
編 p11	測量業務共通仕様書 第11条 提出書類	第11条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	第11条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・ 訂正 時に業務実績情報として「 <u>登録のための確認のお願い</u> 」を作成し、 _____ 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、 <u>監督員の確認を受けたうえ、_____登録機関に登録申請しなければならない。</u> <u>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u> また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
	測量業務共通仕様書 第12条 打合せ等		第12条 打合せ等 5. <u>受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新(アップデート)されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。</u>
編 p255	用地業務共通仕様書 第36条 地積測量図 素図の作成	第36条 地積測量図素図の作成 受託者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、用地実測図原図に基づき、予定分筆後の土地の各筆の地積計算式、地番及び境界標(境界標がない場合にあつては、近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係とする。)を記入した地積測量図(様式(用)-11)の素図を作成するものとする。	第36条 地積測量図素図の作成 受託者は、取得用地が一筆の土地の一部であるため分筆を必要とすると認められる場合は、用地実測図原図に基づき、予定分筆後の土地の各筆の地積計算式、地番及び境界標(境界標がない場合にあつては、近傍の恒久的地物との距離、角度等の位置関係とする。)、 <u>平面直角座標系の番号又は記号、測量の年月日</u> を記入した地積測量図(様式(用)-11)の素図を作成するものとする。
編 p21	設計業務等共通仕様書 第1109条 提出書類	第1109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	第1109条 提出書類 3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・ 訂正 時に業務実績情報として「 <u>登録のための確認のお願い</u> 」を作成し、 _____ 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、 <u>監督員の確認を受けたうえ、_____登録機関に登録申請しなければならない。</u> <u>なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。</u> また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。

共通仕様書(業務委託編) 改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
編 p21	設計業務等共通仕様書 第1110条 打合せ等		第1110条 打合せ等 4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新(アップデート)されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。
編 p27	設計業務等共通仕様書 総則の運用	第1106条、第1107条関係 (1)【第1102条 用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、 下記の ~ いずれかの項目に該当する技術者とする。 次の技術部門または選択科目に該当する技術士 ア 建設部門 イ 水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ 農業部門の〔農業土木〕 エ 林業部門の〔森林土木〕 オ 水産部門の〔水産土木〕 カ 機関部門の〔流体機械〕、 〔機械、鋸山、荷役及び運搬機械〕及び〔建設機械〕 キ 電気・電子部門 ク 応用理学部門の〔地質〕 ケ 総合技術監理部門 ~ 以下 略 ~	第1106条、第1107条関係 (1)【第1102条 用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、 下記の ~ いずれかの項目に該当する技術者とする。 次の技術部門または選択科目に該当する技術士 ア 建設部門 イ 上下水道部門の〔上水道及び工業用水道〕または〔下水道〕 ウ 農業部門の〔農業土木〕 エ 森林部門の〔森林土木〕 オ 水産部門の〔水産土木〕 カ 機関部門の〔加工・ファクトリーオートメーション及び産業機械は除く〕 キ 電気・電子部門 ク 応用理学部門の〔地質〕 ケ 衛生工学部門の〔廃棄物管理〕 コ 総合技術監理部門 (選択科目を上記(ア~ケ)各部門の選択科目とするものに限る) ~ 以下 略 ~
編 p484	地質調査業務共通仕様書 第111条 提出書類	第111条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際は、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	第111条 提出書類 4. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了 時 に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、 登録 受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は業務完了後10日以内に、 監督員の確認を受けたうえ、登録登録機関に登録申請しなければならない。 なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRISに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から10日以内に監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。 また、登録機関に登録後、TECRISより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督員に提示しなければならない。なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。
	地質調査業務共通仕様書 第112条 打合せ等		第112条 打合せ等 4. 受注者は、発注者に電子媒体等を提出する際には、必ず最新のデータに更新(アップデート)されたソフトを使用してウイルスチェックを行い、提出するものとする。なお、使用するウイルスチェックソフトの種別は任意とする。